

「八尾市立中学校給食調理配膳等業務」 委託事業者募集要項【公募型プロポーザル方式】

1 事業の目的

八尾市立中学校 14 校及び八尾市立義務教育学校後期課程 1 校（以下「中学校」という。）において実施している全員給食を、安全・確実、衛生的かつ効率的に提供することを目的とします。

実施方法については、民間調理事業者が、自ら保有または管理する調理施設で調理し、本市の用意する弁当箱（ランチボックス）に盛り付けた後、各中学校へ配送のうえ校内の再加熱室で副食を再加熱し生徒へ配膳する「デリバリー方式」「ランチボックス方式」（ただし、汁物・冷菜については保温食缶により提供します。）で行うこととします。

また、実施に向けて、食品衛生・公衆衛生に関する法令、国・大阪府・本市が定める基準・マニュアル等に従い、中学校給食を適切に調理・配膳等することはもとより、中学校教育における給食に対する深い理解のもと、給食を効果的に活用した食育の推進、ひいては本市立中学校生徒の心身両面にわたる健全育成に資する給食提供を行うことのできる委託事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

2 提案に係る業務内容等

(1) 業務名

八尾市立中学校給食調理配膳等業務

(2) 業務対象地

以下の対象 15 校をグループ A 及びグループ B に区分し、原則としてグループごとに異なる事業者を選定します。

グループ	学校名	所在地
A	八尾市立八尾中学校（夜間学級を除く）	緑ヶ丘 1-17
A	八尾市立久宝寺中学校	久宝寺 2-4-33
A	八尾市立龍華中学校	南太子堂 3-1-70
A	八尾市立大正中学校	西木の本 3-83
B	八尾市立成法中学校	清水町 2-2-5
B	八尾市立南高安中学校	恩智北町 3-13
B	八尾市立曙川中学校	山本町南 8-18-1
A	八尾市立志紀中学校	志紀町西 2-2
A	八尾市立桂中学校	桂町 4-47
B	八尾市立上之島中学校	上之島町南 6-5-1
B	八尾市立高美中学校	高美町 2-1-22
B	八尾市立曙川南中学校	大字八尾木 167
B	八尾市立東中学校	東町 3-8
A	八尾市立亀井中学校	南亀井町 4-1-48
B	八尾市立高安小中学校（後期課程）	千塚 2-25

(3) 業務内容

別添 「八尾市立中学校給食調理配膳等業務 仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

委託契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(5) 委託料上限額

1 食当たり 5 0 8 円（消費税抜） ※諸経費等、本業務に係る一切の費用を含む。

3 参加資格

提案参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 八尾市財務規則（昭和 39 年八尾市規則第 33 号）第 98 条の入札参加資格を備えている（法人税又は所得税、市町村民税、固定資産税を滞納していない）こと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、プレゼンテーション・主食試食実施・委託候補者選定会議開催時において、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、プレゼンテーション・主食試食実施・委託候補者選定会議開催時において、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に抵触しないこと。
- (5) 募集開始日からプロポーザル参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置、本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 本業務を担当する拠点となる事務所または営業所が大阪府内にあること。
- (8) 令和 3 年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を 2 回以上締結し、かつ、これらを全て履行した実績（公告の日において 12 か月以上履行中のものを含む。）を有していること。
- (9) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に規定する、厚生労働省令で定める都道府県知事の飲食店営業許可を受けていること。また、令和 5 年 4 月以降、同法による行政処分を受けたことがないこと。
- (10) 生産物賠償責任保険に加入していること。
- (11) 本業務の募集開始日前 1 年間に同種又は類似業務にかかる委託契約を途中で解約していないこと。
- (12) 急に業務履行が不可能となった場合の代行方法を確保できること。
- (13) 業務の履行が継続できなくなった場合に備え、本業務の履行が可能な事業者をあらかじめ保証人と

して定められること。

4 スケジュール

内 容	期限等
募集要項、仕様書等公表	令和8年7月31日（金）～9月3日（木）
募集要項、仕様書等に関する質問受付	令和8年7月31日（金）～8月17日（月）
募集要項、仕様書等に関する質問の回答	令和8年8月21日（金）まで
プロポーザル参加申請書等の提出	令和8年7月31日（金）～8月24日（月）
プロポーザル参加申請審査結果の通知	令和8年8月26日（水）
企画提案書等の提出	令和8年7月31日（金）～9月3日（木）
現地【工場・施設等】視察・プレゼンテーション・主食試食（以下「プレゼンテーション等」という。）実施要請通知	令和8年9月7日（月）
現地視察	令和8年9月9日（水）～9月15日（火）
プレゼンテーション・主食試食実施 委託候補者選定会議開催	令和8年9月25日（金）
公募型プロポーザル委託者選定結果を通知	令和8年10月上旬
契約の締結	令和8年10月下旬

5 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

- ① 提案参加資格を満たしていないと認められた場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(3) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る委託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出、本プロポーザル参加等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運用方法等を

使用した結果生じる責任は、提案者の負担とします。

(5) その他

提案者はプロポーザル参加申請書（様式１）の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとみなします。

6 プロポーザル参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加される事業者は、下記の提出書類を期日までに持参又は郵送で提出してください。持参の場合、事前に電話連絡のうえ担当者と提出日時の調整をしてください。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。なお、「8 企画提案書等の提出」を同時に提出いただけます。紙媒体での提出と合わせ、データ（ワード・エクセル・PDF等）でも提出してください（メール送信）。

(1) 提出期限 令和8年8月24日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出時間 午前9時から午後5時まで

※ ただし、受付は土曜日、日曜日、祝日を除きます。

(3) 提出書類 ① 参加申請書（様式１）

② 事業者概要（様式２）※契約実績を証明する契約書の写し等の添付

③ 誓約書（様式３）

④ 保健所が発行する飲食店営業の許可書の写し

⑤ 保健所が発行する令和5年4月以降食品衛生法による行政処分を受けていないことの証明書

⑥ 直近の「食品衛生監視票」の写し

⑦ 印鑑証明書（写し可・参加申請3カ月以内に発行されたもの）

⑧ 登記事項証明書等（写し可・参加申請3カ月以内に発行されたもの）

＜法人＞商業登記簿謄本

（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）

＜個人＞代表者の住民票記載事項証明書

⑨ 決算書類等

＜法人＞ 参加申請日を含む年度の、前3か年度にかかる「貸借対照表」「損益計算書」「法人税の確定申告書控えの写し」

＜個人＞ i) 参加申請日を含む年度の、前3か年度にかかる「貸借対照表」か「財産目録」、または、これらに相当する書類

ii) 参加申請日を含む年度の、前3か年度にかかる「損益計算書」か「収益計算」、または、これらに相当する書類

⑩ 納税証明書（国税）の写し

（納期到来分について完納した証明、参加申請日3カ月以内発行されたもの）

＜法人＞納税証明書「その3の3」法人税、消費税及び地方消費税

＜個人＞納税証明書「その3の2」所得税、消費税及び地方消費税

⑪ 納税証明書（市区町村税）の写し

（納期到来分について完納した証明、参加申請日3カ月以内発行されたもの）

※ 滞納のない証明書でも可

※ 法人については、本市との契約締結を予定している本社または支社が所在する
市区町村のもの

＜法人＞法人市民税（令和7年度分）

土地家屋・償却資産にかかる固定資産税（令和7年度分）

＜個人＞住民税（令和7年度分）

土地家屋・償却資産にかかる固定資産税（令和7年度分）

- (4) 提出先 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階
八尾市教育委員会事務局 学務給食課 学校給食係
TEL : 072-924-9373（直通）

7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式7）を記入し、上記同様、持参か郵送で提出すること。

なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

8 企画提案書等の提出について

企画提案書等は、下記の(1)提出書類の①から⑥とし、原本1部、副本1部、コピー8部（No. 1～8の番号を付すこと）の計10部を、それぞれファイルにファイリングのうえ持参又は郵送で提出してください。持参の場合、事前に電話連絡のうえ担当者と提出日時の調整をしてください。
郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。企画提案書等の提出は、プロポーザル参加申請書等の提出が必要です。

選定会議・プレゼンテーションは提案者名を伏せて行うので、コピー8部には提案者を特定できないように、会社名等は記載しないでください。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書（様式4）
 - ② 見積価格（様式5-1・5-2-A・B）
（見積価格が委託料上限額を超える場合は失格）
 - ③ 業務責任者・業務副責任者・栄養士履歴書（様式6-1～3）
 - ④ 調理施設・設備機器の配置平面図
 - ・ 室名・設備機器名、食材・容器の搬入・搬出経路、従業員の入退出経路及び作業動線を明記すること
 - ・ 各室・各機器については、その機能・目的等について説明を付すこと
 - ⑤ 写真（上記④で示した各室・設備機器を撮影したもの）
 - ⑥ 定款、寄附行為、服務規程、給与規程その他事業目的、組織、業務の執行体制等を示す書類
 - ⑦ 提案概要書（任意様式）
- (2) 受付期間 令和8年7月31日（金）から 令和8年9月3日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- * ただし、受付は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- (4) 提出先 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階

9 提案様式の記載上の留意事項

- (1) 2(5)「委託料上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。
- (2) 提案書類(8(1)①～③)は、A4縦左綴じの印刷物で、片面換算で50頁以内とする。
必要に応じてA4横、A3縦横でも差し支えありませんが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えます。
- (3) 提案書類(8(1)①～⑥)の内容をまとめた8(1)⑦提案概要書(A4片面換算で10頁程度。任意様式。)をあわせて作成してください。なお、提案概要書は、情報公開の対象とするので、提案者として公表不可の内容や個人情報に関する内容は記載しないでください。また、提出締切の日は、別途9月7日(月)に電子メールにて通知します。
- (4) 提出書類の記載に当たっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容としてください。
- (5) 提出書類については、紙媒体での提出と合わせ、データ(ワード・エクセル・PDF等)でも提出してください(メール送信)。
- (6) 提出書類提出後の修正、差し替え又は再提出は認めません。
- (7) 当該事業の申請にかかる事前説明会は開催しません。

10 提案に向けた質問等

(1) 受付期間

令和8年7月31日(金)午前9時から令和8年8月17日(月)午後5時まで

(2) 質問方法

質問は「質問書」(様式8)を使用し、以下のメールアドレスに電子メールにて行ってください。
口頭・電話での質問は受け付けませんが、電子メール送信の際には、電話にてメール到達の確認をしてください。

E-mail : kyuusyokusenta@city.yao.osaka.jp ・ 電話 : 072-924-9373/9374

※ 件名は、「八尾市立中学校給食調理配膳等業務質問」とし、本文の頭書には「事業者名、担当者名、電話番号」を明記してください。

(3) 回答

令和8年8月21日(金)午後5時までに本プロポーザルへの質問のあったすべての事業者にメールで回答します。

11 選定方法

プレゼンテーション等参加者から委託候補者を選定します。

なお、提案参加者が4者を超える場合は、「12 審査項目及び評価内容」に基づく書類審査を実施し、上位4位の提案参加者を決定します。当該4者については、プレゼンテーション・主食(ごはん)の試食を行うとともに、事前に担当課による本市立中学校の学校給食の調理を行うために使用を予定している調理施設・設備の視察を行います。

プレゼンテーション参加の可否については、9月7日(月)に電子メールにて通知します。

- (1) 日程 令和8年9月25日(金)(予定)
- (2) 場所 ① 担当課による調理施設・設備の視察(上記の日程に先立ち別途日程を設定します)
 提案参加者が本業務の実施に当たり使用する調理施設
 (8(1)④⑤で提出した図面・写真に該当する施設)
 (当該施設が建設・計画中である場合は当該施設の詳細が分かる図面等を
 プレゼンテーション時に提示・説明すること)
- ② プレゼンテーション
 本市が指定した場所

※ 詳細については、それぞれに電子メールで通知します。

- (3) プレゼンテーションにおける提案内容の説明等
- ① 提案内容の説明に先立ち、主食(ごはん)の試食を行います。
- ・ 主食・副食・牛乳を含む1食当たりの給食費400円の範囲内で、中学校給食摂取基準及び食品構成表に示す所要数量を満たせるよう、学校給食として継続的かつ安定的に供給可能な米を用いること。
 - ・ 試食に当たっては、本市の中学校給食の調理受託を行うために使用を予定している調理施設・設備及び米を用いて炊飯し、本市が事前に指定する数量の主食を、指定の日時まで準備すること。
 - ・ また、1食につき100gの米を使用し、炊飯後は220g程度の主食として提供すること。
 - ・ ランチボックス・保温容器等は貸与します。
- ② 提案概要書に基づき、提案内容の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、追加資料の提出やパソコン等の使用は認めません。
- ③ 提案説明は1事業者あたり30分以内とし、内訳として説明15分以内、質疑応答15分程度とします。
- ④ 参加者は2名までとします。

12 審査項目及び評価内容(下表のとおり)

契約候補者の選定は、グループA及びグループBごとに審査項目に基づき、選定委員会委員による採点の合計点が高い順に第1位及び第2位を決定します。各グループにおける第1位の事業者を当該グループの契約候補者とし、第2位の事業者を次点候補者とします。合計点と同じ場合は委員の多数決により決定し、可否同数の場合は委員長が決定します。

なお、グループA及びグループBの第1位の事業者が同一の場合は、当該事業者と、いずれかのグループの契約について協議するものとし、他方のグループについては第2位の事業者を繰り上げて契約候補者とします。

ただし、委員の平均点が100点満点中60点に満たないもの、またはいずれかの審査項目において、1人でも委員が0点の採点を付けた場合は、契約候補者に選定しません。

N o .	審査項目	点数
試食	主食(ごはん)の試食	5

1	事業実績	5
2	中学校給食調理業務等の受託に対する基本的な考え方	5
3	調理施設・設備機器の状況	10
4	調理体制	10
5	アレルギー対応	10
6	衛生管理体制	10
7	食品ロスの削減及び環境への配慮	5
8	配送・配膳体制	10
9	危機管理対策	5
10	業務従事者の資質向上	5
11	見積単価	20

なお、応募者が1者のみの場合で、当該応募者がグループA及びグループBの両業務を履行するために必要な人員、施設、配送体制、衛生管理体制その他の条件を満たしており、選定委員会が両業務の契約候補者として適当と認めたときは、当該契約候補者とグループA及びグループBの両業務について契約を締結することができるものとします。

13 審査結果

審査結果は、令和8年10月上旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに本市のホームページで公表します。

14 契約の締結

契約候補者と本市が協議し、「八尾市立中学校給食調理配膳等業務 仕様書」を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と本市との協議により最終的に決定します。

なお、契約締結までに「5(1)プロポーザル参加の失格または無効の事項」に該当した場合は、契約の締結を行いません。

15 契約保証金

契約保証金は契約金額の 5/100 以上とします（ただし、利子は付しません）。ただし、八尾市財務規則第122条に該当するときは、契約保証金を免除することができます。

※ 契約金額とは、契約単価×1日当たりの食数（3,100食）×160日に相当する金額とします。

16 問合せ先

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階
 八尾市教育委員会事務局 学務給食課 学校給食係
 TEL : 072-924-9373（直通） FAX : 072-924-3995
 E-mail : kyuusyokusenta@city.yao.osaka.jp